○厚生労働省令第九十号

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、並びに保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第八条の規定に基づき、及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）を実施するため、医療法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十五日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司

医療法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章の二の三　（略）	第一章～第四章の二の三　（略）
第四章の三　医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の三十三の十一―第三十条の三十三の十五）	第四章の三　医療従事者の確保等に関する施策等（第三十条の三十三の十一―第三十条の三十三の十三）
第五章～第七章　（略）	第五章～第七章　（略）
附則	附則
第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。	**第一条**　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。
一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（第九条第二項第三号において同じ。）	一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム
二　老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（第九条第二項第四号において同じ。）	二　老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム
三　老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（第九条第二項第五号において同じ。）	三　老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム
四　有料老人ホーム	四　老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム
五　前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、法第一条の二第二項に規定する医療提供施設（以下単に「医療提供施設」という。）以外の場所	五　前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、法第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所
第二条の二　法第七条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該構想区域において病院の開設又は病院の病床数の増加が必要である理由及び同項の申請に係る病床の機能の予定の具体的な内容とする。	（新設）
2　法第七条の三第四項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。	
一　法第七条の三第二項の協議の場における協議が調わないとき。	
二　法第七条の三第二項の規定により都道府県知事から求めがあつた申請者が同項の協議の場に参加しないことその他の理由により当該協議の場における協議を行うことが困難であると認められるとき。	
第九条　病院、診療所又は助産所の開設者が、法第十二条第二項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をその病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。	**第九条**　病院、診療所又は助産所の開設者が、法第十二条第二項の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書をその病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
一～三　（略）	一　当該医師、歯科医師又は助産師が現に管理する病院、診療所又は助産所及び当該医師、歯科医師又は助産師に新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所の名称、所在の場所、診療科名、病床数及び従業者の定員
四　法第十二条第二項各号のうち該当する規定	二　当該医師、歯科医師又は助産師に、当該病院、診療所又は助産所を管理させようとする理由
	三　現に管理する病院、診療所又は助産所と、新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所との距離及び連絡に要する時間
	（新設）